

# 滝沢市防犯灯設置及び管理基準

(趣旨)

## 1 防犯灯設置及び管理基準策定について

夜間における通行の安全を図ることを目的とし、より効果的に防犯灯の設置及び管理をするため、防犯灯の設置及び管理基準を策定する。よって、各自治会及び各地区防犯交通安全協会（以下「各自治会等」という。）への周知を図り、効果的及び円滑に防犯灯の設置及び管理を行う。

(設置手順)

## 2 防犯灯設置手順について

次に掲げる手順とする。

- ① 担当課より、防犯灯設置要望の提出の連絡を受けた各自治会等は、防犯灯設置要望書（様式第1号）により防犯灯設置要望の提出を行う。
- ② 防犯灯設置要望を受けた担当課は、後述する「防犯灯設置基準」により現場調査を行い、防犯灯設置箇所の選定を行う。
- ③ 防犯灯設置箇所を決定し、防犯灯設置工事を施行する。
- ④ 担当課は、防犯灯設置工事終了後、防犯灯設置要望書に対する回答書（様式第2号）を作成し、各自治会等及び各地区防犯部長へ回答する。

(設置基準)

## 3 防犯灯設置基準について

次に掲げる基準とする。

- (1) 防犯灯設置方法として、直付（現存する東北電力柱及びN T T柱に直接防犯灯を設置すること。）と、建取（新しく柱を建てて防犯灯を設置すること。）があるが、原則として、直付を主とする。
- (2) 直付については、下記のとおりとする。
  - ① 直付できる柱は、原則として、道路占用内、若しくは道路端（歩道等含む。）から100cm以内とする。
  - ② 直付の防犯灯添架の高さは、原則として、地上高450cm以上とする。
  - ③ N T T柱の直付に関し、単独短柱かつ設置スペースが無いものについては、添架不可である。
  - ④ N T T単独柱を、灯具設置に係る中継柱として利用することは不可である。
  - ⑤ 直付の添架は、隔柱を原則とする。
  - ⑥ 防犯灯の種類は原則として、LED防犯灯（20W未満）とする。但し、寄贈灯については、この限りでない。
  - ⑦ その他、景観等を考慮した設置箇所とする。
- (3) 建取については、下記のとおりとする。
  - ① 原則として、直付による防犯灯設置が困難な場合とし、建取箇所については、道路占用内、若しくは道路端（歩道含む。）から100cm以内とする。
  - ② 建取箇所が私有地である場合、所有者の同意を得ることとする。

- ③ 建取の防犯灯添架の高さは、原則として、450cm 以上である。
- ④ 建取は、連続添架はしない。
- ⑤ 建取は、電力を引込む必要性から、場合により中継柱を設置することが必要となる。その際、各柱の間隔は 4,000cm を原則とする。但し、道路構造及び建築物等によってはこの限りでない。
- ⑥ 建取は、末端柱に支線を設置することとする。
- ⑦ 防犯灯の種類は原則として、LED防犯灯（20W未満）とする。但し、寄贈灯については、この限りでない。
- ⑧ その他、景観等を考慮した設置箇所とする。

（管理手順）

#### 4 防犯灯管理手順について

次に掲げる手順とする。

- (1) 防犯灯の灯具不良（不点灯等）は、各自治会等より防犯灯器具等交換要望書（様式第3号）の提出を受け、担当課が予算の範囲内で随時灯具交換を行う。但し、各自治会等で、電気工事に携わる者や有資格者による灯具交換が可能な場合は、各自治会等で対応可とする。その場合については、下記の点に留意すること。
  - ① 保険に加入すること。  
防犯灯の灯具交換については、作業中の落下など不測の事態に備え、ボランティア活動保険などの各種保険に加入することが望ましい。保険については、当該作業中の事故が支払い対象となるか、事前に確認をすること。  
柱上での作業について、保険加入を条件としている柱所有者もあるため、可能な限り担当者については保険に加入すること。
  - ② 防犯灯以外の設備には触れないこと。  
柱管理者所有の変圧器（トランス）や電線などについては触れないこと。また、作業によって破損させないように十分に注意をすること。
  - ③ 複数名で実施すること。  
安全性確保の観点から必ず複数名で作業を行うこと。また、作業に係る者の安全だけでなく、付近の歩行者や自動車などについても十分配慮すること。
- (2) 防犯灯の移設及び撤去については、下記のとおりとする。但し、倒壊又は倒壊の恐れがある場合、及び災害及び事故等による場合はこの限りでない。
  - ① 防犯灯の移設及び撤去の必要がある場合は、防犯灯移設及び木柱等撤去（交換）等要望書（様式第4号）により修繕等の要望書の提出を行う。
  - ② 防犯灯移設及び木柱等撤去（交換）等要望書を受けた担当課は、現場状況を確認し、予算の範囲内で随時施行する。

（管理基準）

#### 5 防犯灯管理基準について

次に掲げる基準とする。

- (1) 防犯灯の点灯不良（不点灯等）による灯具交換は、防犯灯器具等交換要望書に基づき、担当課で行う。

- (2) 防犯灯の移設及び撤去については、防犯灯移設及び木柱等撤去（交換）等要望書に基づき、担当課で行う。詳細については下記のとおりとする。
- ① 防犯灯の設置されている箇所が、周辺の状況の変化により、防犯灯の設置の必要がなく、他に防犯灯の設置が必要である箇所がある場合は、移設とする。
  - ② 防犯灯の設置されている箇所が、周辺の状況の変化により、防犯灯の設置の必要がなく、他に防犯灯の設置が必要である箇所がない場合は、撤去とする。
  - ③ 建取による防犯灯の設置箇所、木柱等の柱自体が著しく劣化しており、倒壊又は倒壊の恐れがある場合は、撤去若しくは交換とする。
- (3) 防犯灯の電気料については、市が支払う。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成14年4月1日より適用する。
- 2 この基準は、一部改正の上、平成20年1月15日から施行する。
- 3 この基準は、一部改正の上、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この基準は、一部改正の上、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この基準は、一部改正の上、令和4年4月1日から施行する。